

別表（Ⅳ）高等学校教諭一種免許状（情報）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

2019年度～令和2年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法 I	2		
体育	2	健康スポーツ I 健康スポーツ II 健康スポーツ II c（スキー） 生活と健康	2	1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 II B 1 英語 II B 2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習 II	1 2		
	教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2	
合算単位		23		24		24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	社会情報論 組織情報論	2	2			
		コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	情報処理基礎 情報処理 情報数理 ソフトウェア科学 計画科学	2 2 4	2		(昼間コース) (昼間コース)	
			情報システム（実習を含む。）	意思決定論Ⅰ 意思決定論Ⅱ	2 2		2	(昼間コース) (昼間コース)
				情報システム論 情報システム構築論 情報システム管理論 経営システム基礎 組織コミュニケーション論	2		2 2 2 2	(昼間コース) (昼間コース) (昼間コース) (昼間コース)
			情報通信ネットワーク（実習を含む。）	コンピュータネットワーク論	2			
		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	デジタルデザイン論 オペレーションズ・リサーチ	2 2			(昼間コース)	
	情報と職業	情報と職業	2					
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4単位	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2					
要修得単位		24		24				

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 12単位以上 を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」で24単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「情報科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、昼間コース履修の手引きの別表（Ⅳ）を併用して単位を修得することができる。